

令和 8 年度 公益財団法人山梨県下水道公社 下水道排水設備工事責任技術者 認定試験案内

下水道を使用するには、各家庭や事業所において排水設備等の工事を行わなければなりません。この工事は市町村の条例により、あらかじめ市町村が指定した工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ施工できないことと定められています。

指定工事店となるためには、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に関して技能を有する者(下水道排水設備工事責任技術者)を選任しなければなりません。

この試験は、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)としての技能を認定するため、公益財団法人山梨県下水道公社が実施するものです。

なお、試験に合格し、登録手続きを行いますと、下水道排水設備工事責任技術者証が交付され、責任技術者としての資格を取得することができます。

1 受験資格

試験を受けること(以下「受験」という。)ができる者は、次の各号の一に該当する者となります。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (3) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (4) 前各号に定める学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工(監理を含む。)に関し、1年以上の実務経験を有する者
- (5) 排水設備工事等の設計又は施工(監理を含む。)に関し、2年以上の実務経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者

※上記(1)～(4)の「これに相当する課程」及び(6)の「別に定める者」については別紙を参照してください。

前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、受験することができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 不法行為又は不正行為等によって責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、理事長が受験を不適当と認めた者

※ご自分に受験資格があるか不明な場合は、当方に確認をしてから手続きをしてください。

2 試験日時

令和8年11月10日(火) 午後2時～午後4時15分

(入室時間 午後1時30分から)

※当日連絡先：090-4608-6980

3 試験場所

山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨 (4階大会議室) (甲府市大津町2192-8)

4 出題内容・形式等

公益社団法人 日本下水道協会の作成した「共通試験問題」を導入しております。

出題内容・形式等は次のとおりとなります。

- (1) 地域性を排除した全国共通的な内容です。
- (2) 出題範囲は、下水道法令及び「下水道排水設備指針と解説」の項目です。
- (3) 出題設問数は、30問です。
- (4) 出題形式は、択一式、穴埋め式、○×式を組み合わせたものです。
- (5) 解答方式は、マークシート方式です。
- (6) 満点は、100点です。(法令：30点、技術：70点)
- (7) **合格基準は、総得点70点以上かつ法令・技術の各区分の得点率が50%以上の者です。**

5 受験手数料

該当する手数料((A)又は(B))を次の口座に振り込んでください。

(A) **試験講習は受講せず、認定試験のみ受けられる方：5,000円(非課税)**

(B) **試験講習を受講し、認定試験を受けられる方：8,000円(非課税)**

※(B)の手数料8,000円は、試験講習の受講手数料3,000円(非課税)を含めた金額になります。試験講習の詳細については、講習会案内をご覧ください。

振込先：山梨中央銀行 富士見支店 普通預金 口座番号26011

受取人：公益財団法人山梨県下水道公社試験口

※受験手数料の振り込みに関し、以下の点に注意してください。

- ・振込手数料はご負担願います。
- ・申込者本人名で振り込んでいただき、振り込みを証する書類（振込金受取書、利用明細票 等）で申込者氏名が確認出来るようにしてください。
- ・**一度振り込まれた手数料については、返却いたしません。**

6 受験手続

(1) 受付期間

令和8年9月10日(木)から令和8年10月1日(木)まで

(令和8年10月1日(木)までの消印があるものに限り受け付けます。)

(2) 申込みに必要な書類

① 認定試験申込書

② 受験手数料の振り込みを証する書類(振込金受取書、利用明細票 等)又はその写し

※申込書等に記載された個人情報、当認定試験関係業務の範囲内に限り利用いたします。

(3) 申込み方法

申込書等に必要事項を記入し、**捺印のうえ**、上記の必要書類を公益財団法人山梨県下水道公社あてに、**必ず簡易書留郵便で郵送してください。**(封筒(長3)は各自ご用意願います。)

※申込後、当方より受付完了などの連絡はいたしません。

7 試験当日持ち物

受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓(文字の記憶機能のないものに限る。)

※受験票は令和8年10月30日(金)までに試験申込書記入住所に到着するよう郵送します。それまでに到着しない場合は、下記の問合せ先まで照会してください。

受験票が到着したら、申込み前6ヶ月以内に撮影した写真(タテ4cm、ヨコ3cm、正面、上半身、脱帽、無背景)を受験票に貼り、試験当日必ず持参してください。

8 合格者の発表

合格者の受験番号を、令和8年12月16日(水)に富士北麓、峡東、釜無川浄化センター及び桂川清流センターに掲示するとともに、公益財団法人山梨県下水道公社のホームページ(URL:<https://www.yamanashi-swc.or.jp>)に掲載します。

なお、合格者には、令和8年12月16日(水)に合格通知書を発送いたします。

【申込み・問合せ先】

公益財団法人山梨県下水道公社 事務局業務グループ 雨宮、奥山、樋口

〒406-0046 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑 417 番地

TEL/FAX(共通) 055-263-2738(平日 8:30~12:00、13:00~17:15 の間)

E-mail:webmaster@yamanashi-swc.or.jp

【別紙】

1号～4号の「これに相当する課程」及び6号の「別に定める者」について

1 「これに相当する課程」について

- (1) 農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科、都市工学科及び土木環境工学科
- (4) その他前3号に相当する課程として理事長が認めるもの

2 「別に定める者」について

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木科又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業訓練施設において配管科を終了した者
- (2) 規程第7条第1項第4号及び第5号に定める排水設備工事等の実務経験以外に、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の工事の設計又は施工（監理を含む。）に関して、合算した当該各号に定める期間の実務経験を有する者
- (3) その他前2号に該当する者に準ずる者として、理事長が認める者

－ 案 内 図 －

会場：山梨県立産業展示交流館

アイメッセ山梨 4 階大会議室

(甲府市大津町 2 1 9 2－8)



点線で切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください

簡
易
書
留

〒406-0046

山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417

公益財団法人 山梨県下水道公社 行

(責任技術者認定試験申込書在中)